

市第53号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び
横浜市退職手当条例の一部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市退
職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び
横浜市退職手当条例の一部を改正する条例

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正
）

第1条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和
31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を次のように改める。

- 4 前3項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給の
手続、方法その他については、一般職職員の例による。この
場合において、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市
条例第40号）第11条の3中「有していた機関」とあるのは、
「有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職
等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性
質を考慮して人事委員会規則で定める機関）」とする。

第9条第5項を削る。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第2条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）の

一部を次のように改正する。

第2条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例において遺族とは、次に掲げる者をいう。

第2条の2第1項第2号中「あって」を削り、「者」を「もの」に改め、同項第4号中「者」を「もの」に改め、同条第2項中「前項に掲げる者が退職手当を受ける」を「この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の」に、「第2号」を「同項第2号」に、「同号」を「当該各号」に改め、同条第3項中「退職手当の支給を受けるべき」を「この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に」に、「等分して」を「当該退職手当を等分して当該各遺族に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第2条の3を削る。

第4条第1項第3号中「退職」の次に「（第11条の4第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）」を加え、同項第9号ただし書中「第6条第2号の規定による」を「死亡による退職に係る」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条を削り、第6条の2を第6条とする。

第8条第1項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第8条の2第2項中「第12条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第5条各号のいずれかに該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「同条第1項第9号の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条の4第1項若しくは第11条の6第1項の規定により一般の退職手当等（第6条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第9条の2の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第8条の3第3号を削る。

第9条の3から第9条の6までを削る。

第11条の次に次の9条を加える。

（懲戒免職等処分の定義）

第11条の2 次条から第11条の7まで及び第11条の9において「懲戒免職等処分」とは、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

（退職手当管理機関の定義）

第11条の3 次条から第11条の10までにおいて「退職手当管理機関」とは、地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第11条の9までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第11条の4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
 - (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を横浜市報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第11条の5 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期

間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けるこ

となく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払

差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第11条の6 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の4第1項に規定する事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。以下同じ。）及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般

の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）^こに^こ関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に^こ関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受け^こるべき行為をしたと認め^こたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）^こに^こ対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第11条の4第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処

分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第11条の4第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第11条の7 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、同条の規定により算出される金額（以下「失業手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件^こに関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、同項の規定による処分を行うことができない。
 - 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 5 横浜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 6 第11条の4第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第11条の8 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の

退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第11条の4第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 横浜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第11条の9 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第11条の7第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算

定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第11条の7第5項又は前条第3項において準用する横浜市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第11条の7第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条の5第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条の7第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第11条の7第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額

の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第11条の7第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第11条の4第2項並びに第11条の7第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する

- 。
- 8 横浜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第11条の7第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会からの意見聴取等)

第11条の10 人事委員会は、退職手当管理機関の意見聴取に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するものとする。

- 2 退職手当管理機関は、第11条の6第1項第3号若しくは第2項、第11条の7第1項、第11条の8第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 人事委員会は、第11条の6第2項、第11条の8第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 6 第1項及び第3項から前項までの規定により人事委員会が行う調査審議に関し必要な手続その他の事項は、人事委員会規則で定める。

第12条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第11条の4第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第14条を附則第1条とし、第15条から第22条までを削り、第23条を附則第2条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び第2条の規定による改正後の横浜市退職手当条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する

。

附則第18項中「第6条の2」を「第6条」に改める。

提 案 理 由

退職手当の新たな支給制限及び返納の制度を設ける等のため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市退職手当条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜
粹）

（上段 改正案
下段 現 行）

（退職手当）

第9条 （第1項から第3項まで省略）

4 前3項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給の手續、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第5条方法その他については、一般職職員の例による。この場合における規定は、第1項の退職手当の支給について準用する。て、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第11条の3中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）」とする。

5 前4項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給に関し必要な事項については、一般職職員の例による。

横浜市退職手当条例（抜粹）

（上段 改正案
下段 現 行）

（遺族の範囲及び順位等）

第2条の2 この条例において遺族とは、次に掲げる者をいう。第1条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする

—
。

（第1号省略）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
者

（第3号省略）

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないも者の

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(遺族からの排除)

第2条の3 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(勤続年数の計算)

第4条 退職手当の計算の基礎となるべき勤続年数は、次の方法によって、これを計算する。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 職員が資格又は勤務庁を変更した場合であっても、引き続き、在職（退職（第11条の4第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）の日又はその翌日再就職した場合を含む。）するときは、前後の在職期間は、これを合算する。

(第4号から第8号まで省略)

- (9) 前各号の規定により計算した在職期間に1年未満の端数があるときは、6月以下の端数はこれを切り捨て、6月を超える端数はこれを1年とする。ただし、死亡による退職に係る第6条第2号の規定による退職手当の額のうち基本額の計算の基礎となるべき勤続年数に係る在職期間については、前各号の規定により計算した在職期間が1年未満の場合においても、これを1年とする。

(第2項省略)

(失格原因)

第5条 削除
職員が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）を受ける資格を失う。

- (1) 懲戒により退職を命じられたとき。
- (2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

(退職手当の支給要件)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに退職手当を支給する。

- (1) 在職1年以上の者が失格原因なくして退職したとき。

② 死亡により退職したとき。

(一般の退職手当)

第6条 (本文省略)
第6条の2

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若

しくは過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病 (地方
地方
公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3
公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表

第1級から第3級までに掲げる身体障害を残す程度の傷病に限る。
。)により退職した者、公務上死亡した者、定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、横浜市一般職職員の定年等に関する条例(昭和58年3月横浜市条例第6号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。以下同じ。)又はこれに準ずる理由で退職した者で市長が特に必要と認めたものに対する退職手当の基本額は、退職し、又は死亡した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(第1号から第5号まで、第2項及び第3項省略)

(退職手当の調整額)

第8条の2 (第1項省略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職 (この条例
第12条の規
他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給
定に該当するもの
しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(この期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は国等の教員若しくは国家公務員等として退職したこと若しくは公団等の業務に従事したこ

とにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合（第4条第1項第8号の規定による納付を行った場合を除く。）におけるこれらの退職手当に係る退職の日又はこれらの支給公団等の業務に従事した期間の末日以前の期間及び同条第1項第5条各号の9号の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間がいずれかに該当するに至ったことにより退職したことがある場合り捨てられたこと又は第11条の4第1項若しくは第11条の6第1項における当該項の規定により一般の退職手当等（第6条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第9条の2の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、国等の教員又は国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

（第1号から第5号まで及び第3項から第6項まで省略）

（退職手当の調整額の不支給）

第8条の3 一般の退職手当のうち、前条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次のいずれかに該当する者には、支給しない。

（第1号及び第2号省略）

(3) その者の非違により勸奨を受けて退職した者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第9条の3 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第3項において同じ。）をされた場合におい

て、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び前条ただし書の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により一般の退職手当等の支給を受けることとなる者が、既に第11条の規定による退職手当の支給を受けている場合において、同項ただし書の規定により支給すべき一般の退職手当等の額が同条の規定による退職手当の額以上であるときは、同項ただし書の規定により支給すべき一般の退職手当等の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとし、同項ただし書の規定により支給すべき一般の退職手当等の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による一般の退職手当等は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第9条の4 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な

支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受けるときについて準用する。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

(退職手当の返納)

第9条の5 退職した者に対し一般の退職手当等を支給した場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給した一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

(非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職手当)

第9条の6 第7条及び第8条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、退職手当の基本額及び第9条の2ただし書の規定による退職手当(以下「退職手当の基本額等」という。)を支給せず、又は一部減額した額をもってその者の退職手当の基本額等の額とすることができる。

(懲戒免職等処分の定義)

第11条の2 次条から第11条の7まで及び第11条の9において「懲戒免職等処分」とは、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(退職手当管理機関の定義)

第11条の3 次条から第11条の10までにおいて「退職手当管理機関」とは、地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第11条の9までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条の4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当

該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を横浜市報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第11条の5 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項におい

て同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当

該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を

受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第11条の6 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条の4第1項に規定する事情(当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。以下同じ。)及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）
） に 関 し 当 該 退 職 後 に 禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ た と き 。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎
となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に 関 し 地 方 公 務 員 法 第 29 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 懲 戒 免 職 処 分 （ 以 下 「 再 任 用 職 員 に 対 す る 免 職 処 分 」 と い う 。 ） を 受 け た と き 。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に
対する免職処分の対象となる者を除く。） に つ い て 、 当 該 退 職 後 に 当 該 一 般 の 退 職 手 当 等 の 額 の 算 定 の 基 礎 と な る 職 員 と し て の 引 き 続 い た 在 職 期 間 中 に 懲 戒 免 職 等 処 分 を 受 け る べ き 行 為 を し た と 認 め た と き 。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退
職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の
額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等
の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項におい
て同じ。） に 対 し ま だ 当 該 一 般 の 退 職 手 当 等 の 額 が 支 払 わ れ て い な い 場 合 に お い て 、 前 項 第 3 号 に 該 当 す る と き は 、 当 該 退 職 に 係 る 退 職 手 当 管 理 機 関 は 、 当 該 遺 族 に 対 し 、 第 11 条 の 4 第 1 項 に 規 定 す る 事 情 を 勘 案 し て 、 当 該 一 般 の 退 職 手 当 等 の 全 部 又 は 一 部 を 支 給 し な い こ と と す る 処 分 を 行 う こ と が で き る 。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分
を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取し
なければならない。
- 4 横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第3章

第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する

。

5 第11条の4第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第11条の7 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、同条の規定により算出される金額（以下「失業手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、同項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 横浜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第11条の4第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第11条の8 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われ

た後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第11条の4第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 横浜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第11条の9 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第11条の7第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した

日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第11条の7第5項又は前条第3項において準用する横浜市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第11条の7第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条の5第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条の

7 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 11 条の 7 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 11 条の 7 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、

当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第11条の4第2項並びに第11条の7第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 横浜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第11条の7第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会からの意見聴取等）

第11条の10 人事委員会は、退職手当管理機関の意見聴取に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するものとする。

2 退職手当管理機関は、第11条の6第1項第3号若しくは第2項

、第11条の7第1項、第11条の8第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。

3 人事委員会は、第11条の6第2項、第11条の8第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 第1項及び第3項から前項までの規定により人事委員会が行う調査審議に関し必要な手続その他の事項は、人事委員会規則で定める。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職（国家公務員等となった者の取扱い）手当の不支給）

第12条 職員が退職した場合（第11条の4第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 (本文省略)

附 則

(施行期日)

第 1 条
第 14 条 (本文省略)

(恩給法の準用を受ける消防長及び消防職員の勤続年数の計算の特例)

第 15 条 第 2 条第 6 号及び第 7 号に掲げる者で、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の施行（以下法施行という。）に伴い、引続き本市の職員となった者（以下恩給法準用者という。）の法施行以前の引続いた在職期間は、本市職員としての勤続年数に、これを通算する。

第 2 条第 6 号及び第 7 号に掲げる者で、法施行以前から在職し、法施行に伴い又は法施行後において、国家消防庁、都道府県消防訓練機関若しくは他の市町村消防の職員となった者（これらの各職員の身分の 2 以上経た者で、各身分が引続いていると認められるときも同じ。）で、昭和 26 年 3 月 31 日までに引続き本市の職員となった者のうち、特別の考慮を払う必要があると認められる者（以下恩給法準用者という。）については、その者の本市に勤務するに至るまでの引続いた在職期間は、本市職員としての勤続年数に、これを通算することができる。

(恩給法の準用を受ける教育公務員の勤続年数計算の特例)

第 16 条 第 2 条第 9 号及び横浜市立の大学の設置等に関する条例を廃止する条例（平成 16 年 12 月横浜市条例第 79 号）附則第 8 項の規定による改正前の第 2 条第 10 号に掲げる者で教育公務員特例法、教育委員会法（昭和 23 年法律第 170 号）及び図書館法（昭和 25 年

法律第 118 号) の施行 (以下「法施行」という。) に伴い、引き続き本市の職員となった者 (以下「恩給法準用者」という。) の法施行以前の引き続いた在職期間 (本市立学校以外の学校の在職期間を含む。) は、第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、これを本市職員として勤続したものとみなし、本市職員としての勤続年数に通算する。ただし、本市立学校以外の公立学校及び国立学校並びにその他の本市以外の官公署の在職年数については、その 8 割に相当する年数とする。

(恩給法準用者に対する退職手当の計算の特例)

第 17 条 恩給法準用者で一時恩給または一時扶助料の支給を受ける者については、その者の勤続年数が 9 年以下であるときは、その勤続年数に応じ恩給法の規定により算出した一時恩給または一時扶助料に相当する金額を、第 7 条の規定により算出した退職手当の金額と、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例 (昭和 24 年 8 月横浜市条例第 39 号) 第 24 条の 3 の規定により算出した退職一時金の金額との合計額から控除する。

恩給法準用者で第 15 条第 2 項に規定する者で、本市に勤務するに至るまでの期間に対する退職手当を受けた者は、その額を第 7 条の規定により算出した金額から控除する。

(教育委員会法又は教育公務員特例法等の施行以前に退職した教育公務員の取扱い)

第 18 条 教育委員会法又は教育公務員特例法施行以前に退職した市立中等学校、市立ろう学校の教職員及び市立専門学校教員並びに昭和 24 年 3 月 31 日以前に退職した市立専門学校の職員については、これを本市職員として勤続したものとみなし、第 16 条の例によ

り退職手当を支給する。

(引継職員の勤続年数の計算の特例)

第19条 地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）附則第10項の規定により本市の職員となった者で、神奈川県
退職手当を受けなかった者については、職員となった日の前日に
適用されていた「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川
県条例第7号）」の規定による神奈川県における勤続年数は、本
市職員としての勤続年数に通算する。

(勤続年数の計算の特例)

第20条 職員が退職し、その後再び職員となって退職した場合にお
いて、さきの退職の原因となった法令の規定（当該法令の規定の
趣旨を承継する他の法令の規定を含む。）があとの退職の時点に
おいてすでに効力を失っているときは、さきの職員として引き続
いた在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたも
のとみなす。ただし、さきの退職により、さきに職員として在職
していた期間について、この条例の規定による退職手当に相当す
る給与の支給を受けているときは、この限りでない。

前項の規定は、第15条、第16条または前条の規定により本市職
員としての勤続年数に通算することとなる国及び他の地方公共団
体の職員としての勤続期間の算定について準用する。

(廃止規定)

第21条 雇員傭人退職及び死亡給与金支給規則（昭和3年4月告示
第67号）は廃止する。

(定年制の実施に伴う退職手当の支給の特例)

第22条 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号

）附則第3条の規定により退職する職員に対しては、市長が別に定める者に対する場合を除くほか、第9条の規定による退職手当は支給しない。

（退職手当の基本額の計算における給料月額の実用）

第2条
第23条 （本文省略）

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

附 則

（第1項から第17項まで省略）

（退職手当に関する経過措置）

- 18 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより第4条の規定による改正後の横浜市退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続年数及び同日における給料月額を基礎として、第4条の規定による改正前の横浜市退職手当条例（以下「旧退職手当条例」という。）第7条から第9条まで及び附則第25項の規定による改正前の横浜市退職手当条例の一部を改正する条例（昭和63年12月横浜市条例第62号。以下この項及び第20項において「昭和63年改正退職手当条例」という。）附則第6項の規定により計算した退職手当の額が、新退職手当条例 第6条 から第9条まで及び附則第 第6条の2

市第53号

25項の規定による改正後の昭和63年改正退職手当条例附則第6項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

（第19項から第29項まで省略）